Sales Point

その他の優遇措置

原子力立地給付金（電気料金の割引）
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

【原子力立地給付金（電気料金の割引）】

制度の概要	電力会社から電気の供給を受けている原子力発電施設等の周辺地域の企業に対し、給付金を交付します。
対　象　者	対象地域内において、基準日（毎年 10 月 1 日）に電力会社と電気受給契約を締結している企業。
交付内容等	企業への交付金単価【割引金額】：187 円/kw・月

※　契約電力は 5,000kw が上限となる場合があります。

【原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金】

制度の概要	原子力発電施設等周辺地域への企業立地の支援を図るため、企業の電気料金に対して給付金を交付します。
対象者要件	対象地域内において、工場・事業所等の新設または増設を完了した企業等で、以下の要件を満たす者。 （1）　新規立地や工場等の増設に伴う電力の増があること （2）　新たな雇用の増加数が 3 人以上であること （3）　投資額（※特例加算を受ける場合のみ）が新設 1,000 万円（増設 500 万円）以上であること
対 象 地 域	原子力隣接市町村／三沢市（全域）
交 付 期 間	8 年間
交付内容等	交付額は、次の式により求めた金額と、交付限度額（算定電気料金、支払電気料金）のいずれか小さい額 契約電力分（契約電力分×（算定定価－交付金単価）×月数）＋特別加算分（増加雇用人数×半年に付き 15 万円） ※三沢市の交付金単価：375 円／kw

※製造業等で一定の要件を満たす場合には新規雇用者数に応じた特例加算が受けられます。